

令和5年4月23日執行
壮瞥町議会議員選挙及び壮瞥町長選挙

選挙公営（公費負担）の手引き

壮瞥町選挙管理委員会

目 次

第1章 制度の概要

1	公費負担制度について	1
2	公費負担の種類	1
3	対象となる候補者	1
4	公費負担の限度額	1
5	諸手続	3

第2章 公費負担の手続

1	選挙運動用自動車の使用（一般運送契約の場合）	6
2-1	選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）	8
2-2	選挙運動用自動車の使用（燃料代）	10
2-3	選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）	12
3	選挙運動用ビラの作成	14
4	選挙運動用ポスターの作成	16

第3章 公費負担に関するQ&A

1	共通事項	18
2	自動車の借入れ	18
3	燃料の供給	21
4	運転手の雇用	21
5	選挙運動用ビラの作成	23
6	選挙運動用ポスターの作成	24

第1章 制度の概要

1 公費負担制度とは

この制度は、壮瞥町議会議員選挙及び壮瞥町長選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」及び「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、壮瞥町が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

2 公費負担の種類

選挙運動用に関する公費負担制度については、町の条例及び法で上限額等の基準が定められています。公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用ポスターの作成
- (3) 選挙運動用のビラの作成

3 対象となる候補者

公費負担制度においては、町が公費負担する候補者は得票数が一定数（以下「供託物没収点」という）以上に達した候補者に限られます。

この供託物没収点に達しない場合、供託金は没収となり、選挙に要した経費の公費負担が適用されず、すべて自己負担となります。

【町長選挙】	供託物没収点＝有効得票の総数÷10
【町議会議員選挙】	供託物没収点＝（有効得票の総数÷議員定数）÷10

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

契約の種別		公費負担の対象	法定限度額	(参考) 公費負担の限度額
1	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（タクシー借上）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	64,500 円/日	322,500 円 (64,500 円×5 日)
2 1に掲げる契約以外 の契約の場合	①自動車の借上契約	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	16,100 円/日	80,500 円 (16,100 円×5 日)
	②燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700 円× 選挙運動日数	38,500 円 (7,700 円×5 日)
	③運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日について1人に限る)	12,500 円/日	62,500 円 (12,500 円×5 日)

- 1の契約と2の契約は、どちらかの選択となります。
- 看板作成（取付け）費や拡声器の借入れ代金等は公費負担の対象外となります。
- 選挙が無投票となった場合は、届出日（告示日）1日のみが対象になります。

(2) 選挙運動用ビラの作成

選挙の区分	上限枚数 (A)	単価の上限 (B)	公費負担額	(参考) 公費負担の限度額
町長選挙	5,000 枚	7.73 円/枚	作成枚数と (A) の少ない方の枚数 × 作成単価と (B) の少ない方の額	38,650 円 (7.73 円×5,000 枚)
町議会議員 選挙	1,600 枚			12,368 円 (7.73 円×1,600 枚)

○ビラの規格は、長さ 29.7cm×幅 21cm 以内(A4 サイズ) です。

○1 円未満の端数がある場合には、その端数は 1 円とします。

○選挙運動用ビラは、次に掲げる方法以外の方法では頒布することができません。

(公職選挙法第 142 条第 6 項及び公職選挙法施行令第 109 条の 6 第 3 号)

- ・新聞折込みによる頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

(3) 選挙運動用ポスターの作成

選挙の区分	上限枚数 (A)	単価の上限 (B)	公費負担額	(参考) 公費負担の限度額
町長選挙 町議会議員選挙	31 枚 (ポスター掲示場数)	2,477 円/枚	作成枚数と (A) の少ない方の枚数 × 作成単価と (B) の少ない方の額	76,787 円 (2,477 円×31 枚)

〈例 1〉選挙運動用ポスター 40 枚の作成を 12 万円で契約した場合

- ・1 枚当たりの作成単価は、120,000 円÷40 枚＝3,000 円になります。

この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、2,477 円×31 枚＝76,787 円が公費負担の対象となります。この分を超える 43,213 円は候補者の負担になります。

〈例 2〉選挙運動用ポスター 40 枚の作成を 6 万円で契約した場合

- ・1 枚当たりの作成単価は、60,000 円÷40 枚＝1,500 円になります。

この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、1,500 円×31 枚＝46,500 円が公費負担の対象となります。残りの 9 枚分 13,500 円は候補者の負担になります。

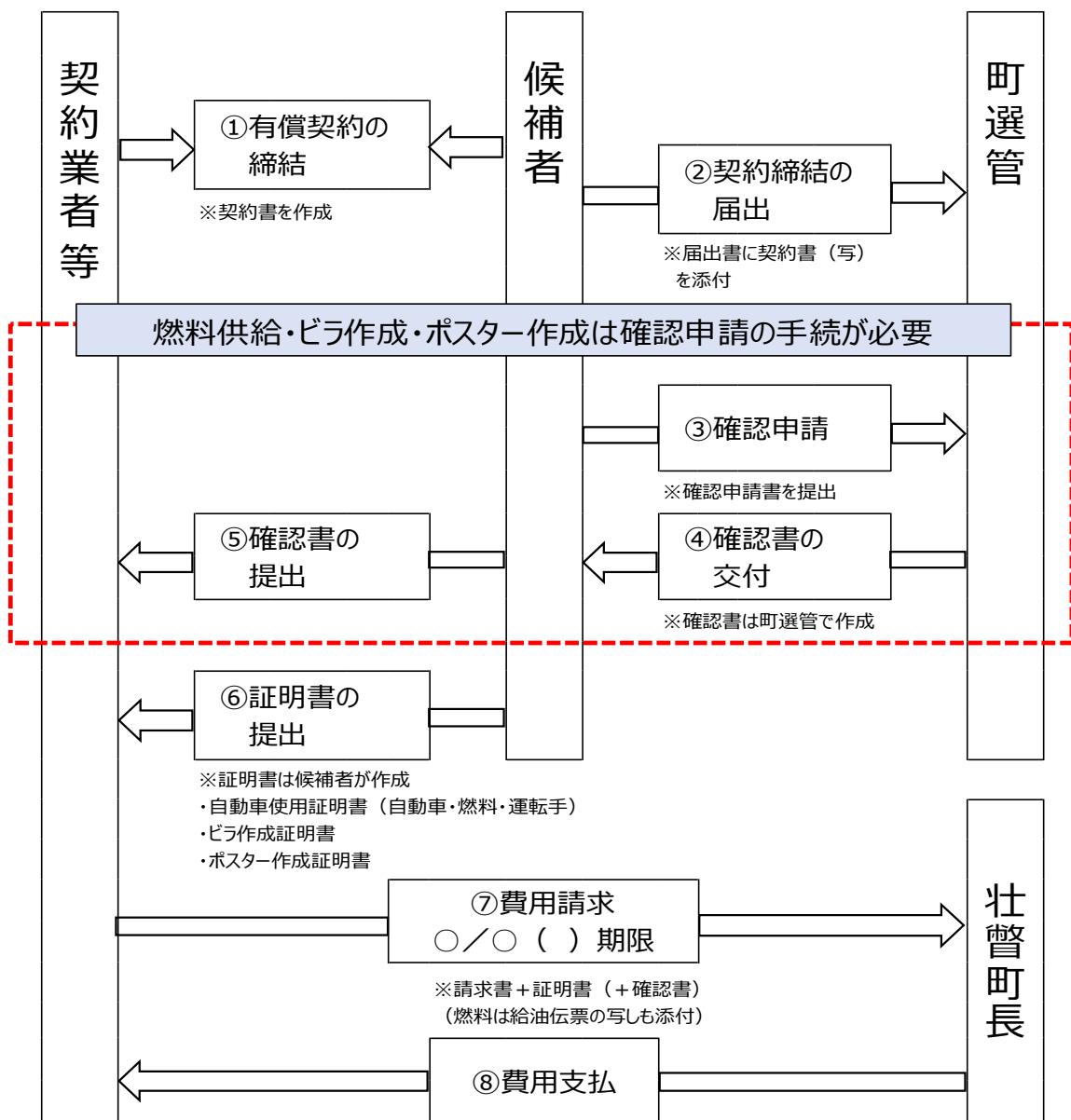
〈例 3〉選挙運動用ポスター 31 枚の作成を 93,000 円で契約した場合

- ・1 枚当たりの作成単価は、93,000 円÷31 枚＝3,000 円になります。

この場合は、作成単価は上限を超えてますが、作成枚数は上限以下のため、2,477 円×31 枚＝76,787 円が公費負担の対象となります。この分を超える 16,213 円は候補者の負担になります。

5 諸手続

(1) 公費負担手続きの流れ



(2) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

- | | |
|--------|---|
| ア 届出先 | 壮警町選挙管理委員会 |
| イ 届出期日 | 契約が立候補届出の前の場合・・・・・・立候補届出の時
契約が立候補届出の後の場合・・・・・・契約締結後直ちに |
| ウ 添付書類 | 各業者等との契約書の写し |

注意事項

- 注1) 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ ②燃料代 ③運転手の雇用 のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- 注2) 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りします。

(3) 確認申請

下記アについては、(2) の契約届出と同時に、確認申請が必要です。

ア 確認申請が必要なもの

■選挙運動用自動車の燃料代	・・・金額の制限範囲内であることの確認
■選挙運動用ポスターの作成	・・・作成限度枚数（掲示場数）の確認
■選挙運動用ビラの作成	・・・作成限度枚数の確認

イ 確認申請の方法

- 確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- 確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- 確認申請書は、候補者またはその代理人が直接持参してください。

ウ 確認申請書の提出先・・・・壮瞥町選挙管理委員会

エ 確認書の交付

- 申請に基づき町選挙管理委員会から確認書を交付します。
- 交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。
- 確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(4) 使用（作成）証明書の交付

上記(2) の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に交付（1部）しなければなりません。

なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(5) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、壮瞥町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

ア 請求する際に必要な提出書類

区 分			必 要 書 類
選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用	一般運送契約 (ハイヤー方式)		① 請求書【様式第5号】 ② 請求内訳書【様式第5号（別紙）その1】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号（その1）】
	その他の 契約（個 別契約方 式）	自動車 借入契約	① 請求書【様式第5号】 ② 請求内訳書【様式第5号（別紙）その2】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号（その1）】
		燃料供給 契約	① 請求書【様式第5号】 給油伝票添付（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給 油金額のわかるもの） ② 請求内訳書【様式第5号（別紙）その3】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第4号（その2）】 ④ 選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第3号】
		運転手 雇用契約	① 請求書【様式第5号】 ② 請求内訳書【様式第5号（別紙）その4】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第4号（その3）】
選挙運動用ビラの作成			① 請求書【様式第10号】 ② 請求内訳書【様式第10号（別紙）】 ③ 選挙運動用ビラ作成証明書【様式第9号】 ④ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第8号】
選挙運動用ポスターの作成			① 請求書【様式第15号】 ② 請求内訳書【様式第15号（別紙）】 ③ 選挙運動用ポスター作成証明書【様式第14号】 ④ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第13号】

イ 請求書の提出の際の注意

- ・支払方法は口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合、再度提出していただく場合がありますので、注意してください。

ウ 請求書に記載する請求先

〒052-0101 有珠郡壮瞥町滝之町 287 番地 7
 壮瞥町長宛(提出先は選挙管理委員会事務局(総務課)まで)
 TEL 0142-66-2121

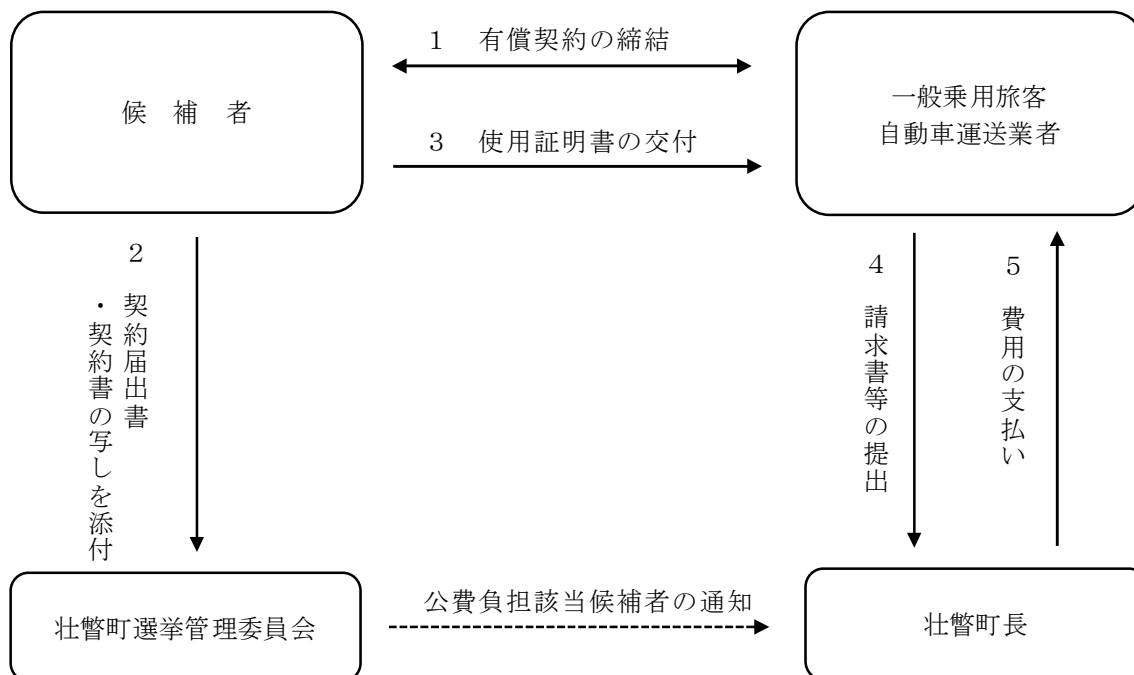
第2章 公費負担の手續

1 選挙運動用自動車の使用（一般運送契約の場合）

（1）選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック欄
告示日以降	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
	契約書の写し	
請求のとき	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第5号】	
	請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・自動車） 【様式第5号（別紙）その1】	
	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第4号（その1）】	

（2）手続きのイメージ図



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書	
2	契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	1の契約書写し
3	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号(その1)】	
4	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第5号】 請求内訳書 (選挙運動用自動車の使用・自動車) 【様式第5号(別紙)その1】	3の使用証明書
5	経費の支払 (町長⇒運送事業者)		

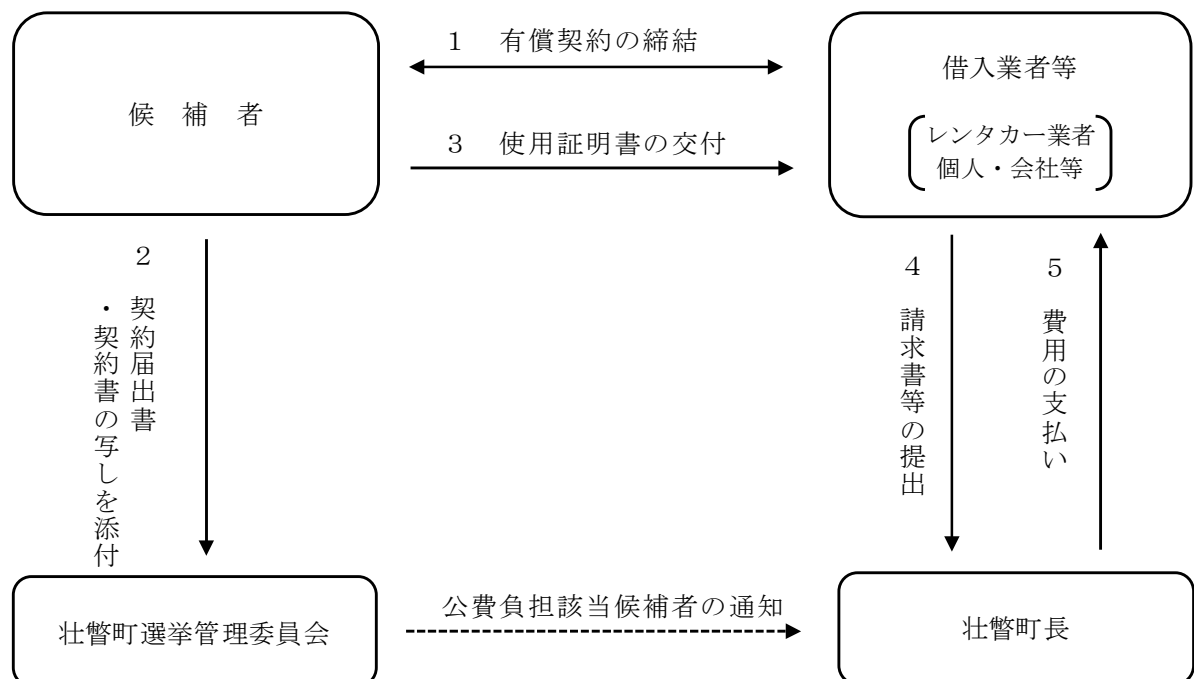
注) ① 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ4の請求をすることができません。

② 町長に対する上記の請求については、壮瞥町選挙管理委員会で受け付けます。

- 2-1 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）
 （その他の契約による自動車借入契約の場合）
 （1）選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック欄
告示 日以 降	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
	契約書の写し	
請求 の と き	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第5号】	
	請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・自動車） 【様式第5号（別紙）その2】	
	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第4号（その1）】	

（2）手続きのイメージ図



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車借入契約書	
2	契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	1の契約書写し
3	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号(その1)】	
4	請求書の提出 (借入業者等⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第5号】 請求内訳書 (選挙運動用自動車の使用・自動車) 【様式第5号(別紙)その2】	3の使用証明書
5	経費の支払 (町長⇒借入業者等)		

注) ① 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は町長へ4の請求をすることができません。

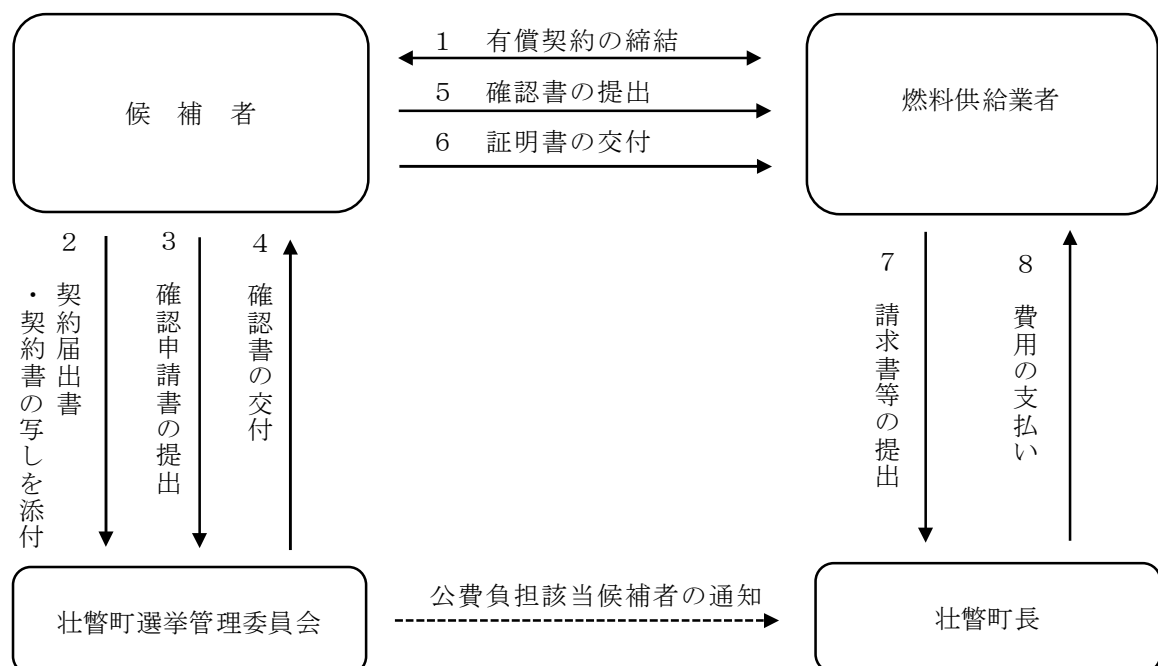
② 町長に対する上記の請求については、壮瞥町選挙管理委員会で受け付けます。

2-2 選挙運動用自動車の使用（燃料代）
（その他の契約による燃料供給契約の場合）

（1）選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック欄
告示日以降	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
	契約書の写し	
の請求前	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第3号】	
請求のとき	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第5号】	
	給油伝票の写し	
	請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・燃料代） 【様式第5号（別紙）その3】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第4号（その2）】	
	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第3号】	

（2）手続きのイメージ図



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書	
2	契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	1の契約書写し
3	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第2号】	
4	確認書の交付 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第3号】	
5	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	4の確認書	
6	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第4号(その2)】	給油伝票の写し
7	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第5号】 請求内訳書 (選挙運動用自動車の使用・燃料代) 【様式第5号(別紙)その3】	4の確認書 6の使用証明書、給油伝票の写し
8	経費の支払 (町長⇒燃料供給業者)		

注) ① 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ4の請求をすることができません。

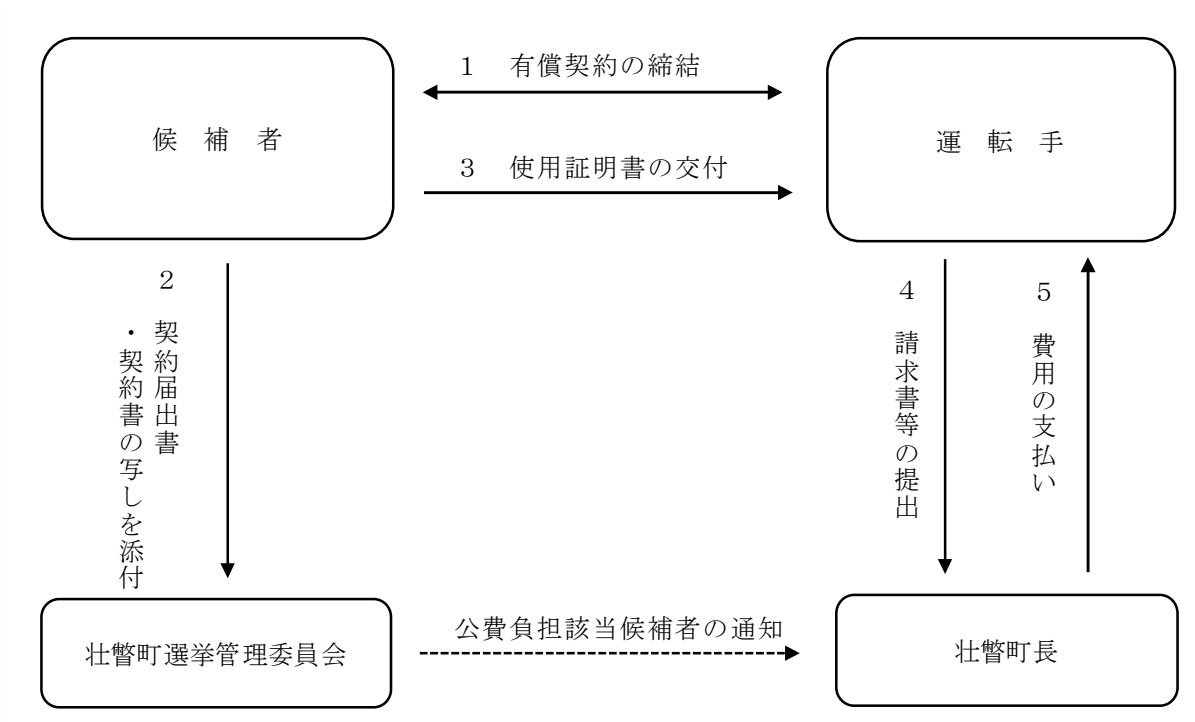
② 町長に対する上記の請求については、壮瞥町選挙管理委員会で受け付けます。

2－3 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）
（その他の契約による運転手雇用契約の場合）

（1）選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック欄
告示日以降	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
	契約書の写し	
請求のとき	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第5号】	
	請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・運転手） 【様式第5号（別紙）その4】	
	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第4号（その3）】	

（2）手続きのイメージ図



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車借入契約書	
2	契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	1の契約書写し
3	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第4号(その3)】	
4	請求書の提出 (運転手⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第5号】 請求内訳書 (選挙運動用自動車の使用・運転手) 【様式第5号(別紙)その4】	3の使用証明書
5	経費の支払 (町長⇒運転手)		

注) ① 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ4の請求をすることができません。

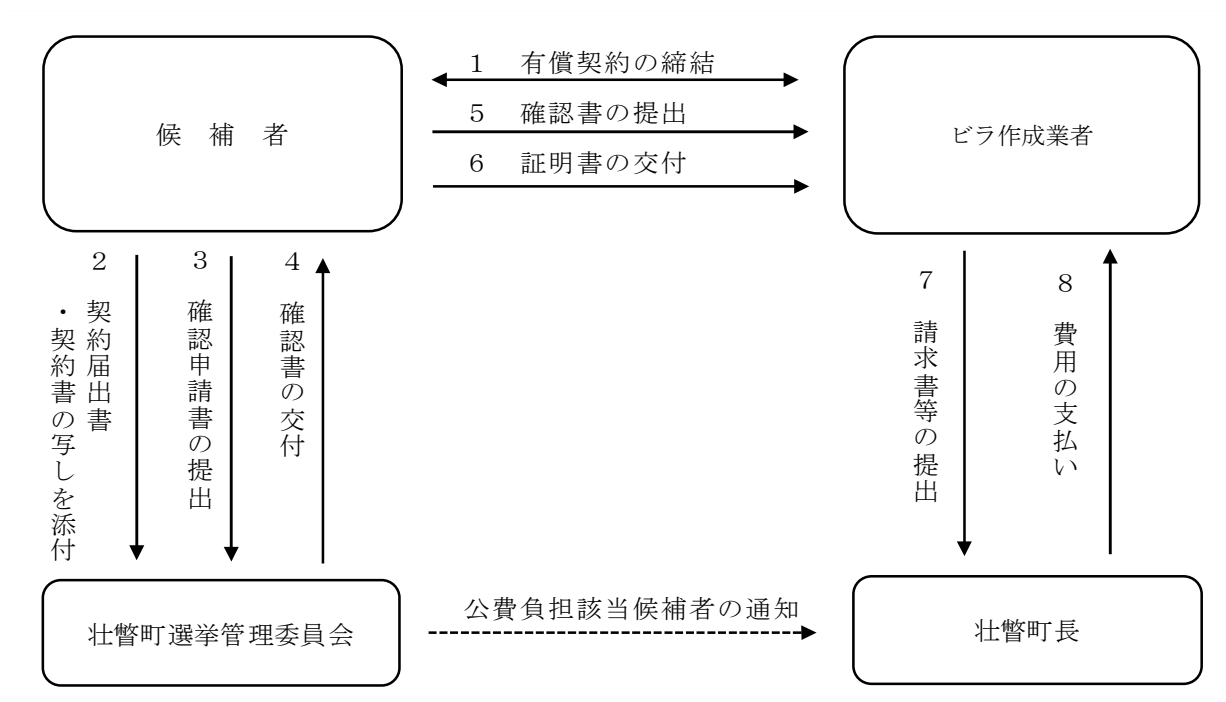
② 町長に対する上記の請求については、壮瞥町選挙管理委員会で受け付けます。

3 選挙運動用ビラの作成

(1) 選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック欄
告示日以降	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第6号】	
	契約書の写し	
の 請 前 求	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第7号】	
請求のとき	請求書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第10号】	
	請求内訳書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第10号（別紙）】	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第9号】	
	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	

(2) 手続きのイメージ図



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書	
2	契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第6号】	1の契約書写し、仕様が記載された書面
3	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第7号】	
4	確認書の交付 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
5	確認書の提出 (候補者⇒作成業者)	4の確認書	
6	使用証明書の交付 (候補者⇒作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第9号】	
7	請求書の提出 (作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第10号】 請求内訳書 (選挙運動用ビラの作成) 【様式第10号(別紙)】	4の確認書 6の使用証明書
8	経費の支払 (町長⇒作成業者)		

注) ① 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ7の請求をすることができません。

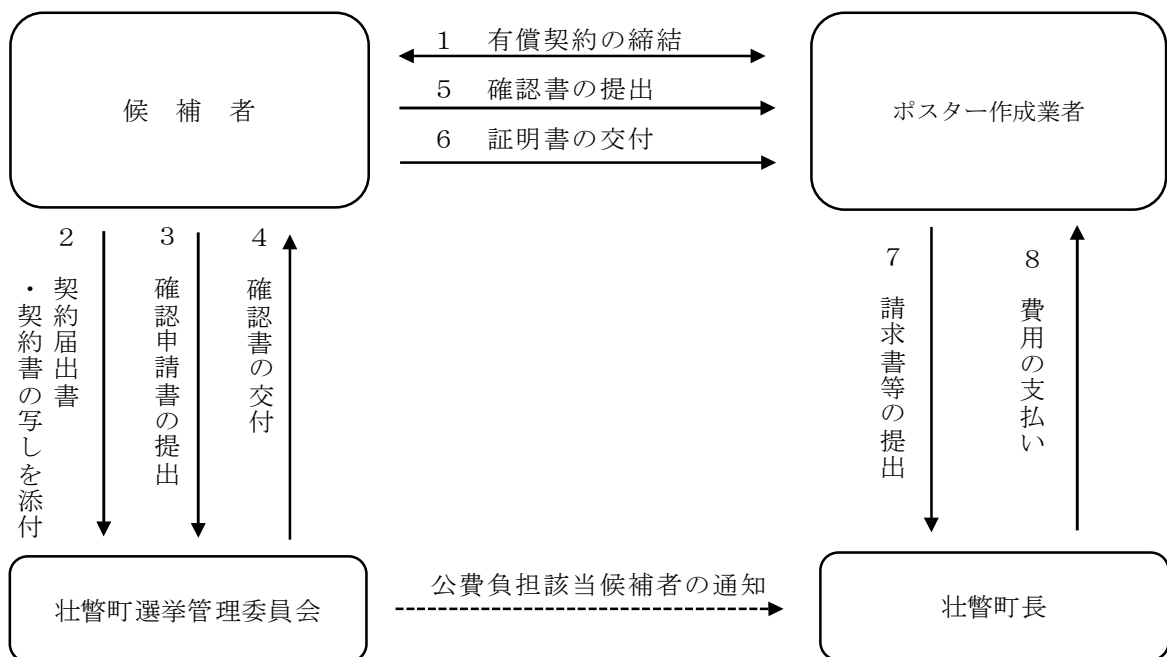
② 町長に対する上記の請求については、壮瞥町選挙管理委員会で受け付けます。

4 選挙運動用ポスターの作成

(1) 選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック欄
告示日以降	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第11号】	
	契約書の写し	
の請求前	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第12号】	
請求のとき	請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【様式第15号】	
	請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成） 【様式第15号（別紙）】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第14号】	
	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第13号】	

(2) 手続きのイメージ図



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書	
2	契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第11号】	1の契約書写し、仕様が記載された書面
3	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第12号】	
4	確認書の交付 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第13号】	
5	確認書の提出 (候補者⇒作成業者)	4の確認書	
6	使用証明書の交付 (候補者⇒作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第14号】	
7	請求書の提出 (作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第15号】 請求内訳書 (選挙運動用ポスターの作成) 【様式第15号(別紙)】	4の確認書 6の使用証明書
8	経費の支払 (町長⇒作成業者)		

注) ① 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ7の請求をすることができません。

② 町長に対する上記の請求については、壮瞥町選挙管理委員会で受け付けます。

第3章 公費負担に関するQ&A

このQ&Aは、壮瞥町議会議員選挙及び壮瞥町長選挙における選挙運動用公費負担制度を利用するための参考としていただくために作成したものです。

他の選挙とは制度の内容に異同がありますのでご注意ください。

1 共通事項

Q1 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題ありますか？

A 条例では、あくまでも公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q3 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後、すぐに行うべきですか？

A それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実績に基づき作成するものなので、契約履行後、直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q4 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となりますか？

A 町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。（印影など一部非開示部分あり）

2 自動車の借入れ

Q1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした自動車です。

Q2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか？

この場合、2台とも公費負担の対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。

なお、選挙運動用自動車として利用できる自動車は、候補者1人につき、1台に限られます。

Q3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

Q4 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用を含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q5 選挙運動期間前から借入りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担の請求をすることができますか？

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。

したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が公費負担対象の期間となります。

Q6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q7 月極契約により選挙運動用自動車を借入れた場合、公費負担請求の対象となる金額を教えてください。

A 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1ヶ月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

A 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

したがって、自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れる場合、どのくらいの価格で契約をすればよいのですか？

A 契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか？

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の婚族をいいます

Q11 選挙運動用自動車について、ハイヤー契約（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合、公費負担の契約にあたって注意すべき点を教えてください。

A 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

3 燃料の供給

Q1 選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか？

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。
ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700円に選挙運動期間の日数5日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q2 選挙事務所の業務自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

A 対象になりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

Q3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか？

A 請求できます。
ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q4 燃料供給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいのですか？

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。
なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されている必要があります。

Q5 投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油したが公費負担の対象となるか？

A 公費負担の対象は、選挙運動期間内（告示日から投票日前日）となるため、公費負担の対象とならない。

4 運転手の雇用

Q1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象となりますか？

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。
契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？

A 選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となりますので、選挙運動期間以外の運転は対象になりません。

Q3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約するのは、公費負担の対象となりますか？

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。

同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。

同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q4 同一日に2人が運転した場合、公費負担及び報酬はどのようになるか？

A 公費負担の対象は、1人であるため、2人目については公費負担の対象とはならない。

2人目の運転手の報酬については、労務者としての報酬の支払い、運転手雇用契約による報酬の支払い、また、選挙運動員による無報酬などが考えられる。

Q5 選挙運動用自動車の運転手の雇用について、法人と運転手派遣契約を締結したが、この場合、公費負担の対象となるのか？

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となる。

法人との運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象とはならない。

なお、ハイヤー契約（道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営営する者」と自動車借入、燃料の供給、運転手の雇用を一括で契約）の場合は法人と契約ができる。（2 自動車の借入れ Q11）

Q6 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となるのか？

A 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象とならない。

※親族とは、6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族をいう。

5 選挙運動用ビラの作成

Q1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？

A 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

【参考】公職選挙法 抜粋

(文書図画の頒布)

第142条 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは頒布することができない。この場合においては、ビラについては、散布することはできない。

1～6 (略)

7 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 2,500枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 5,000枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 800枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 1,600枚

Q2 選挙運動用ビラには規格など制約はありますか？

A ・枚数・・・町長選挙 5,000枚以内

町議会議員選挙 1,600枚以内

・種類・・・2種類以内

・規格・・・長さ29.7cm×幅21cm(A4版以内)両面印刷が可能

・記載内容・・・特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所(印刷者が法人の場合は、法人名及び所在地)を記載しなければなりません。

・証紙の貼付・・・頒布するビラには、町選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q3 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

6 選挙運動用ポスターの作成

Q1 選挙運動用ポスター作成費用は、すべて公費負担の対象となるのか？

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となる。例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられる。

ただし、金額、作成枚数には上限がある。（5 選挙運動ポスター Q4）

Q2 選挙運動用ポスターと併せて、名刺やその他の印刷物も一括して印刷してもらったが、あわせて公費負担の対象費用となるのか？

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象となる。

名刺など選挙運動用ポスター以外の印刷費用は、公費負担の対象とはならない。

Q3 イベント用のポスターと選挙運動用ポスターを一括発注したため、デザイン料・写真撮影費用について、公費負担対象外分と公費負担対象分を区分することが困難である。この場合、デザイン料・写真撮影費用をどのように区分すればよいのか？

A 本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明のできる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要となる。

例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、イベント用ポスターと選挙運動用ポスターの作成枚数を用いて、デザイン料金を按分することなどが考えられる。

Q4 公費負担の対象となるポスターの上限枚数や上限単価はあるのか？

A 上限枚数や上限単価については、当該選挙区（当該選挙が行われる区域）内のポスター掲示場数を用いて算出する。

上限枚数の算出方法は次のとおり。

上限枚数＝当該選挙区のポスター掲示場数 31 枚（令和5年1月現在）

また上限単価の算出方法は次のとおり。

$$\frac{541.31 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場数} + 60,000 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = 2,477 \text{ 円}$$

Q5 ポスター作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の金額が公費負担の対象となるのか？

A 上記の場合、全額を公費負担できない場合がある。

「上限枚数×上限単価」で求められる金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められている。

公費負担額の計算は、上限枚数、上限単価を実際の作成枚数、作成単価とそれぞれ比較して低い方をかけあわせたものとなる。

具体的には、次のとおり。

[例]

①上限枚数	②上限単価	③作成枚数	④作成単価
31枚	2,477円	35枚	2,000円

正しい計算方法

【公費負担の対象枚数】 → 上限枚数と作成枚数を比較し、少ない方

①・③の少ない方————— 31枚 (ア)

【公費負担の対象単価】 → 上限単価と作成単価を比較し、低い方

②・④の低い方————— 2,000円 (イ)

【公費負担額】 → 対象枚数に対象単価を乗じる。

(ア) × (イ) = 62,000円

誤った計算方法

「上限枚数×上限単価」で算出される額76,787円(31枚×2,477円)を上
限額と誤解し、70,000円(35枚×2,000円)を公費負担額と誤って算出

公費負担契約の印紙税法適用について

選挙運動用 自動車	一般運送契約 (ハイヤー方式)		印紙税法別表第 1 1－4 運送に関する契約書 ・ 1 万円以上 10 万円以下のもの 200 円 ・ 10 万円超～50 万円以下 400 円 ・ 50 万円超～100 万円以下 1,000 円
	その他の契約 (個別契約方式)	自動車借入	物品の貸し借りは印紙税法の対象外
		燃料供給	単価契約は 3 ヶ月以内は印紙税法の対象外
		運転手雇用	雇用契約であれば印紙税法の対象外 ただし、運転手が運送業の個人事業主であれば、上記「印紙税法別表第 1 1－4 運送に関する契約書」に該当する
ビラの作成			印紙税法別表第 1 2 請負に関する契約書 ・ 1 万円以上 100 万円以下のもの 200 円
ポスターの作成			印紙税法別表第 1 2 請負に関する契約書 ・ 1 万円以上 100 万円以下のもの 200 円